



令和7（2025）年度 JBA 入会案内書

クラフトビール・発泡酒の醸造者は、すべて「酒類製造免許」を取得した企業であり、酒税法に準じた義務や、アルコール製造者としての社会的責任を負う立場にあります。その中で、酒税減税や技術支援の要望、原料の安定調達など、業界が抱える多くの課題を解決する為には、業界団体の存在は不可欠です！！

Japan Brewers Association
一般社団法人 全国地ビール醸造者協議会
2025年6月



業界の仲間として、 JBAは、絶対入るべき団体です！

なぜなら・・・

JBAは、日本のクラフトビール業界の中で、国が唯一認めている醸造者団体であり、業界要望や法改正等、直接交渉が可能です。平成15年より地ビール・発泡酒が軽減税率対象となり、酒税が安くなったのも、**JBAの活動の成果**です。業界の総意として、我々の声(要望)を国に届ける為には、**JBAの高い組織率**が大変重要となります。

貴社が加盟することが、業界の環境整備に貢献します。

団体交渉以外で法律を変えることは不可能です。

～ごあいさつ～

全国地ビール醸造者協議会は、「醸造者のために」「醸造者により」平成11年3月に結成され、令和4年5月には一般社団法人化された全国にわたるクラフトビール（ビールと発泡酒）醸造者の唯一の業界団体です。

主な事業としては、会員企業の品質向上・技術研鑽を目的とした研修会や品質審査会の実施、また酒中連(酒類業中央団体連絡協議会)のメンバーとして国税庁ほか関係省庁との意見交換・協議など、業界全体での更なる発展を目指すものです。平成30年11月には自由民主党「クラフトビール議員連盟」も立ち上がり、官民政が一体となる事で、より活発に事業を邁進し、日本にクラフトビール文化をしっかりと根付かせて参りたいと考えます。その実現の為には、更なる会員拡大(組織力アップ)が必須とされています。つきましては、本協議会の趣旨にご賛同を賜り、是非会員としてご入会をお願い申し上げます。

2025年6月
一般社団法人 全国地ビール醸造者協議会
会長 田村源太郎

■会員の年会費■

◆新規入会金：10,000円

■正会員 A（ビール会員）

※ビール免許のみ、ビール・発泡酒免許両方

年会費：70,000円

（月当5,833円）

■正会員 B（発泡酒会員）

年会費：50,000円

（月当4,167円）

▼賛助会員

年会費：50,000円

（月当4,167円）

▼パートナー会員 ※業界他団体

年会費：20,000円

（月当1,667円）

★小規模醸造者向け会費軽減措置

※R6年度より導入/詳細別紙参照

前年年間移出数量が 30KL未満の場合

年会費：40,000円

前年年間移出数量が 6KL未満の場合

年会費：20,000円

★開業初年度の事業者

年会費：10,000円

■小規模事業者への年会費軽減措置■

★小規模醸造者は、会費軽減措置 ※R6年度より導入

前年年間移出数量が **30KL未満**の場合 年会費： **40,000円**

前年年間移出数量が **6KL未満**の場合 年会費： **20,000円**

★開業した初年度の事業者 年会費： **10,000円**

＜軽減を受ける為には＞

前年度の年間移出数量をJBA事務局宛にご報告いただきます。

＜提出書類＞

国税庁へ報告する「移出数量明細書」の写し

＜提出方法＞

必要書類をメール添付でお送りください (jba@beer.or.jp)

※この軽減措置は、ビール免許・発泡酒免許に限らず対象とします。

※開業した初年度の場合は、前年実績が無いので年会費は1万円とします。

※前年度に開業した事業者も前年移出数量により軽減対象とします。

※1事業者で複数の醸造所を持っている場合、総量を基準とします。

■会員の特典

■会員・醸造者同士のネットワーク構築

情報交換と技術研鑽の場の提供/ J B A、エリア協議会、クラブ連、ブルワー部会など

■地ビール製造に関するサポート／課題収集・問題解決

技術、設備、原料・資材、記帳、申告、納税、表示、賛助会員からの情報提供
20歳未満の飲酒禁止、飲酒運転禁止、広告規制ほか

■(独)酒類総合研究所との提携による実務的醸造研修及び 理化学分析を含んだ品質審査会等への優待価格での参加

■官公庁や関連団体等が配信する業界関連情報の提供

■HP等による情報発信、「地ビールマップ」に掲載 ほか

令和7年度 理事・執行役員

【理事・監事】 7名・2名

代表理事（会長）	◆田村源太郎	（鳥取県／大山Gビール）
理 事（副会長）	■永野時彦	（宮崎県／宮崎ひでじビール）
	■宮下晃一	（岡山県／独歩ビール）
	■黄金井陽介	（神奈川県／さがみビール）
理 事	●水口皓介	（愛媛県／道後ビール）
	●山田司朗	（山梨県／ファーイースト）
専務理事	●石川智康	（JTB）
監 事	▼宮下武一郎	（岡山県／独歩ビール）
	▼黄金井康巳	（神奈川県／さがみビール）

【執行役員】 14名

（北海道）田中覚也／はこだてビール	（北海道）長岡拓児／網走ビール
（岩手県）佐藤 航／いわて蔵ビール	（新潟県）古田利大／スワンレイクビール
（新潟県）阿部 誠／エチゴビール	（東京都）能村夏丘／阿佐ヶ谷ビール工房
（千葉県）園田智子／ハーヴェストムーン	（山梨県）宮下天通／八ヶ岳タッチダウンビール
（三重県）出口善一／伊勢角屋麦酒	（京都府）野口勝弘／京都麦酒
（大阪府）橋本憲治／大阪國乃長ビール	（大阪府）谷 和／CRAFT BEER BASE
（兵庫県）小西新右衛門／KONISHIビール	（福岡県）宮本正吾／門司港レトロビール

■ J B A の会員状況

※令和 7 年 6 月末現在

① 正会員A 87社
(ビール、ビールと発泡酒)

② 正会員B 50社
(発泡酒)

③ 賛助会員 17社

合 計 154社

■ J B A の主な事業と目的

～クラフトビールメーカーとして必要な3要素～
1. 「品質向上」 2. 「販路拡大」 3. 「経営基盤の強化」

■ クラフトビールの **品質向上・技術研鑽**

■ クラフトビールの **需要拡大・認知度アップ**

- ・展示会出展（国際発酵醸造食品産業展）・酒蔵ツーリズム推進・輸出促進
- ・インバウンド対応・広報・情報発信・「ビアEXPO2025」開催サポート

■ 酒類製造業者として、**税務執行と要望**

■ **ビール原料の調達環境の整備** □高品質 □安価 □安定供給 □地元産

○輸入麦芽／関税割当制度の利用促進 → 令和7年度分より制度の見直し

○国産（地元産）原料（麦・麦芽・ホップ、特産品など）利用促進 → 麦芽には製麦加工の壁

■ **組織強化・業界連携・ロビー活動**

- ・関係省庁
- ・酒中連※
- ・議員連盟（自民党・公明党）
- ・各地協議会
- ・クラビ連※※
- ・世界との連携

※酒類業中央団体連絡協議会 税制改正、HACCPガイドライン、アルコール健康障害対策、表示・広告規制など

※※日本クラフトビール業界団体連絡協議会

■ J B A 令和7年度 技術研修・品質審査会

■ 「酒類醸造講習」 ビール長期コース (酒類総研・JBA共催)

ビール製造の基本的な知識及び製造技術の習得を目的とする

→ 令和8年2月予定／三年に一度開催 (中2年は、短期コースを実施)

■ JBA主催 「ビール醸造技術研修会」 (酒類総研後援)

→ 令和7年11月 2日間にて開催予定

■ 令和7年度 「ビール・発泡酒醸造技術研修」

(国税庁主催・JBA協力)

オンラインでの研修会 (セミナー) を開催予定

R 8 年 1 月下旬 午前・午後／約 2 時間程度

■ 「全国地ビール品質審査会2026」

(JBA主催・酒類総研後援)

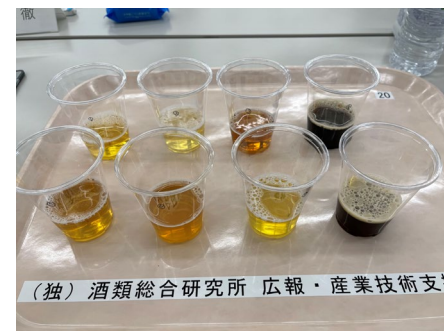
成分分析の科学的な評価と専門家による官能評価で総合評価

→ 審査基準をクリアした品質レベルが優秀なものに賞を授与

本年度で10回目 (2026年2月に分析、3月に官能評価予定)

“年一度、ビールの健康診断” 品質アップと安定化を目指す！

■ 2025年 B C O J 年次大会 (ビール酒造組合) 11月6日～7日

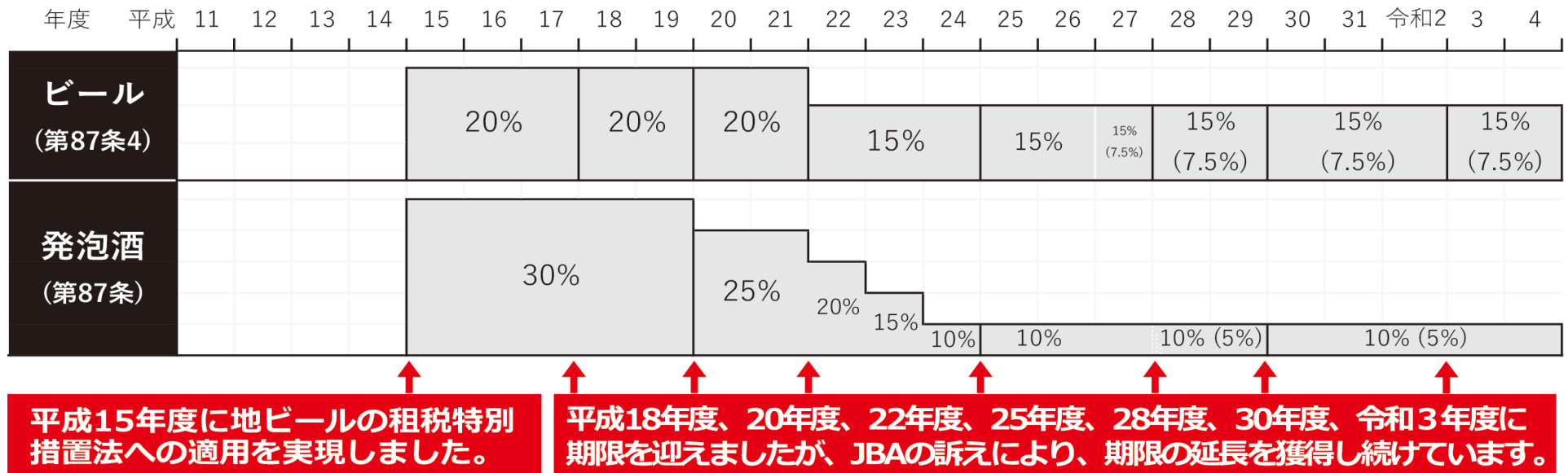


- ・平成6年4月
 - ・酒税法改正（規制緩和） → “地ビール誕生”
ビールの最低製造数量を年間2000klから60klへ
- ・平成11年3月
 - ・JBA全国地ビール醸造者協議会 設立
- ・平成15年4月
 - ★酒税法改正 → 地ビール・発泡酒に軽減税率が適用！！
- ・平成29年度
 - ・ビールの副原料に「麦」を追加
 - ・酒税法大幅な改正 → この改正前後に、新規参入激増！
 - ①ビールの定義の見直し ②ビールの製法の要件の緩和
 - ③ビール系飲料の税率統一化 ④発泡酒の定義の見直し
- ・平成29年6月
 - ・酒類の公正な取引に関する基準の制定
 - ・酒類販売管理研修の義務化
- ・令和3年6月
 - ・HACCPに沿った衛生管理制度の義務化
- ・令和4年4月
 - ・原料原産地表示制度の適用
- ・令和5年4月
 - ★酒税法改正 → 承認酒類製造者に対する酒税の税率特例措置 創設
- ・令和5年10月
 - ・ビール系飲料の税額改定（ビール減税、新ジャンル増税・発泡酒と一本化）
 - ・インボイス制度施行
- ・令和6年4月
 - ★新制度 租税特別措置法第87条施行（軽減対象・軽減率拡大／期限5年間）
- ・令和8年10月
 - ・ビール系飲料の税額改定（ビール・発泡酒・新ジャンル 最終一本化）

■酒税法に関する税制改正要望

地ビール製造者と国との唯一のパイプ役として、JBAは平成11年の設立以来、酒税の軽減措置を訴え続け、平成15年度にようやく租特87条4、87条としてビールと発泡酒への適用が実現しました。

参考資料：租税特別措置法第87条、第87条4における軽減割合の推移【ビール・発泡酒】



※ 麦芽比率50%以上の発泡酒は、特例措置の対象外（適用条件を拡充し、全ての発泡酒に適用するよう要望中）

※ （ ）内の数字は課税移出数量が1,000KL～1,300KLの製造者へ適用される軽減割合

※ 平成30年度以降、総課税移出数量が10,000KL以下の酒類の製造者のみに適用

■ R 5 年度 税制改正で、「承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置」を創設
 ※ R 6 年 4 月より施行（5年間の期限付き） ※ R 5 年 4 月から1年は、移行期間で旧租特継続

■ 令和8年度 税制改正等に関する要望書

1. 地ビール製造者（※）へのビール系飲料（ビール・発泡酒）にかかる酒税を100,000円／KLへ減税要望
（※）1994年の規制緩和以降に創業した小規模醸造者すべてを対象
2. 租税特別措置法第87条 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置による規模別課税制度の継続および拡大要望
3. 飲食店での酒類テイクアウトに対する販売業免許必要条件の緩和を要望
4. 地ビール業界への技術支援の拡充を要望
5. 業界団体として、ビール系飲料の製造・販売にかかわるデータ開示要望

【日本のクラフトビール業界 相関図】

◆監督官庁・関連省庁◆

- ・財務省/国税庁
- ・観光庁
- ・農水省・経産省
- ・その他省庁

▼業界連携▼

日本クラフトビール業界団体連絡協議会

略称:クラビ連

→地ビール誕生30周年「ビアEXPO2025」開催予定

CBA
日本地ビール協会

JBJA
日本ビージャーナリスト協会

JCBS
日本の地ビールを支援する会

JCBPSA
ジャパンクラフトビアパブ協会

Japan Brewers Association 全国地ビール醸造者協議会

▼業界連携▼

・酒中連
酒類業中央団体連絡協議会

◆醸造技術指導・研鑽◆

- ・国税局鑑定官室
- ・酒類総合研究所
- ・産業技術センター
- ・大学・専門学校

・日本醸造協会

◆サプライヤー◆

- ・原材料
- ・資材
- ・醸造機器
- ・ユーティリティ
- ・その他

◆政治・ロビー活動◆

(自民党)
クラフトビール議員連盟
(公明党)
地ビール振興
議員懇話会

各国税局／協議会

札幌・仙台・関東信越・東京・金沢・名古屋
大阪・広島・高松・福岡・熊本・沖縄

◆全国各地のローカルブランドとしての役割（地方創生）◆

地元産原料
地域の特産品
農業振興

地域ブランド
地域資源
我が町の自慢

酒蔵ツーリズム
観光資源
インバウンド

雇用創出
移住・定住

◆得意先◆

ビアパブ・専門店
飲食店・居酒屋
酒販店・観光施設
ほか

・一般消費者 ・クラフトビール（地ビール）ファン ・お酒が好き ・地方が好き ・モノ造りが好き

■（一社）全国地ビール醸造者協議会 入会申込方法

【入会ご希望の方は、下記 Google フォームからお申し込みください】

◆入会必要事項◆

- 会社名 ●会社名/英語表記 ●会社住所 ●会社メールアドレス
- 会社電話番号 ●会社HPアドレス ●ビール・発泡酒のブランド名
- 会社代表者氏名・役職 ●JBAご担当者氏名・役職
- JBAご担当者メールアドレス ●JBAご担当者携帯電話番号
- 免許取得 年月 ●入会区分/正会員A・正会員B/賛助会員・パートナー会員

☆入会金、年会費に関しては、4～5ページをご確認ください

◆入会申込専用 Google フォーム

<https://forms.gle/Pz73g1LtjjHG1ED97>



JBA事務局
(お問合せ)
HP : beer.or.jp

JBA 一般社団法人 全国地ビール醸造者協議会 事務局
〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿3丁目1-1
いちご恵比寿グリーンテラス6F コンパスオフィス内
TEL : 080-7624-6774 mail : jba@beer.or.jp